

防府市「週休2日モデル工事」の試行要領

1. 趣旨

持続可能な建設産業を構築するためには、建設産業従事者の就労環境を改善することが重要であり、中でも建設現場における休日確保への取組が、若手技術者を始めとする担い手の確保と育成を進める上で、課題となっている。

このため、本要領は「週休2日」の実現に向け、現場における現状の課題を把握するために試行する「週休2日モデル工事」の実施方法等を定めたものである。

2. 用語の定義

「週休2日モデル工事」

- (1) 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (4) 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準以上に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3. 対象工事

現場作業を行う期間が1週間以上の全ての工事を対象とする。

なお、営繕系工事については、別に定める「防府市営繕系工事における「週休2日モデル工事」の試行要領」によるものとする。

4. 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

(1) 発注者指定型

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式。

次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- 1) 現場施工が1週間未満の工事
- 2) 通年維持工事や緊急対応が必要な工事
- 3) 災害復旧工事など、早期の工事完成が必要とされる工事

4) 地元条件や環境対策等の制約が特に多い工事

(2) 受注者希望型

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式。

次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- 1) 現場施工が1週間未満の工事
- 2) 緊急性が高い工事など、現場閉所が馴染まない工事

5. 実施方法等

【発注方法】

- (1) 発注者は、モデル工事の発注にあたって、現場説明書に条件（週休2日モデル（発注者指定型）、週休2日モデル（受注者希望型）のいずれか）や、施工条件書に適用の有無等を明示する。
- (2) 工期の設定にあたっては、「工期設定支援システム（山口県版試行）」等を活用し、積上げ法により算定することを原則とする。ただし、システムを活用した工期が実態と合わない想定されるものについては、この限りではない。
このほか、工期設定の考え方については「土木工事における適正な工期設定の考え方（令和2年9月）山口県土木建築部」によるものとする。

【実施方法】 （別紙1参照）

- (1) 「週休2日モデル工事（発注者指定型）」においては、契約後、発注者が作成した「工事工程表（参考）」を基に発注者と施工条件の確認協議（打合せ）を行い、受発注者間で、工事工程のクリティカルパス等を共有するものとする。
- (2) 「週休2日モデル工事（受注者希望型）」の受注者は、契約後速やかに、発注者と施工条件の確認協議（打合せ）を行った上で、「週休2日」の実施希望の有無について、発注者に書面で協議するものとする。なお、「週休2日」の実施を希望する場合は、施工計画書の提出までに必要工期について発注者と協議するものとするが、工期延伸の必要がない場合は、必要工期に関する協議を要しない。
- (3) 発注者は、受注者から必要工期について協議があった場合は、「工期設定支援システム（山口県版試行）」により妥当性を確認し、「週休2日」を実施するために工期の延伸が必要と認められる場合は速やかに工期延伸に係る契約変更を行うものとする。
なお、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。
 - ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
 - ②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
 - ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
 - ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
 - ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

【「週休2日」の確認方法】

週休2日モデル工事（発注者指定型又は受注者希望型）

- (1) 受注者は、「週休2日」を実施する場合、施工計画書に「週休2日」の確保が確認できる工程表（計画工程表）を添付し監督員に提出する。
- (2) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理等のため、現場閉所を計画していた日（休工日）に現場作業を行う場合は、原則、当該週において休工日を振替できるものとする。この場合は、事前に振替日とその理由について監督員と協議するものとする。
- (3) 受注者は、(1)の工程表（計画工程表）に基づく実施状況を確認できる実施工程表（別紙2参照）を、翌月初めに、監督員へ提出するものとする。
- (4) 発注者は、実施工程表や出面表等により、現場閉所の状況を確認する。確認する期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとする。

6. 補正方法等

(1) 補正係数

別紙のとおり。

(2) 補正方法

1) 発注者指定型

発注時は、4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは補正分を減額する契約変更を行う。

2) 受注者希望型

発注時は、週休2日の取組に係る経費の補正を行わずに予定価格を作成するものとする。精算時には、対象期間中の現場閉所の達成状況に応じて、各経費を補正したうえで契約変更を行う。ただし、4週6休に満たないもの、工事着手前に週休2日に係る協議が整わなかったものについては、補正の対象としない。

7. 工事成績評定

週休2日モデル工事（発注者指定型又は受注者希望型）

- (1) 発注者は、対象期間内に、発注者指定型については「4週8休以上」、受注者希望型については「4週6休以上」の現場閉所が確認された場合に、工事成績評定の審査項目別運用表の「工程管理A」、「工程管理B」において評価を行う。
- (2) 発注者指定型では、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合については、内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。
- (3) 受注者希望型では、受注者の責において週休2日の現場閉所を達成できなかった場合であっても減点を行わない。
- (4) 提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為とし

て取り扱う場合がある。

8. その他

受注者は、監督員からアンケート調査の依頼があった場合には、協力するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

【土木工事】、【機械設備工事】

<補正係数（週休2日モデル工事）>

現場閉所率に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式については、**別表**に示す補正係数を乗じるものとする。

1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）

- ・労務費 1.05
- ・機械経費(賃料) 1.04
- ・共通仮設費率 1.04
- ・現場管理費率 1.06

2) 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満）

- ・労務費 1.03
- ・機械経費(賃料) 1.03
- ・共通仮設費率 1.03
- ・現場管理費率 1.04

3) 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満）

- ・労務費 1.01
- ・機械経費(賃料) 1.01
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03

【港湾工事】

「港湾工事における「週休2日モデル工事」の補正方法等の取扱いについて」による。

〔 (注) 適用する積算基準により補正する経費対象が異なる場合
○積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の間接工事費率を適用 〕

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（下水道工事）

名 称	規格・仕様	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リップ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
砂基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02

港湾工事における「週休2日モデル工事」の補正方法等の取扱いについて

港湾工事については、以下に示すとおり、対象期間中の全ての単位期間で4週8休以上が確保できた場合において、各経費を補正するものとする。

1 対象期間（別表－1参照）

- (1) 起算日は、現場作業着手日以降の最初の土曜日とする。
- (2) 現場閉所の確認は、起算日から完成通知書提出日2週間前の時点で単位期間が確保できる期間を対象とする。
- (3) 工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象外とする。

2 用語の定義

(1) 単位期間（別表－1参照）

土曜日を起算日とし、4週目の金曜日までの連続する4週間（28日）をいう。

(2) 4週8休以上（別表－2参照）

各単位期間において、8日以上現場閉所があることをいう。

なお、期間内に祝日、夏期休暇（土日を除く3日間）、年末年始休暇（土日を含む6日間）が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。

3 補正方法等

山口県設計標準歩掛表（港湾編）を適用する工事の労務単価等については、次の方法により補正するものとする。

- (1) 労務単価 積算において使用している職種の労務単価に補正係数1.05を乗じる。
(小数第1位四捨五入)
- (2) 機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率それぞれの経費に、次の補正係数を乗じる。

・機械経費（賃料）	1.04
・共通仮設費率	1.02
・現場管理費率	1.03

(3) 市場単価

次の算式による。なお、4週8休以上を確保できた場合における工種毎の補正係数については次表によること。

$$\text{補正後市場単価} = \text{標準市場単価} \times \text{週休2日補正} \times \text{施工規模等補正}$$

※端数処理については、週休2日補正、施工規模等補正の順に、各補正毎に小数第1位以下切捨てとする。

※港湾工事以外の市場単価、標準単価は補正の対象外とする。

表一 市場単価の補正係数（港湾工事）

工種		補正係数	工種		補正係数
1	底面工	1.04	17	車止撤去	1.05
2	マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.01	18	電気防食取付	1.05
3	支保工	1.05	19	防砂目地板取付工（陸上施工）	1.05
4	足場工	1.03	20	防砂目地板取付工（水中施工）	1.04
5	鉄筋工	1.05	21	吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.04
6	吊鉄筋工	1.05	22	港湾構造物塗装工（係船柱・車止・緑金物）	1.04
7	型枠工	1.04	23	ベトロラタム被覆	1.05
8	コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.05	24	現場鋼材溶接工・切断工（陸上施工・海上施工）	1.05
	コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.05	25	現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.05
9	止水板工	1.05	26	かき落とし工	1.05
10	上蓋工	1.05	27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
11	伸縮目地工	1.03	28	汚濁防止膜枠設置・撤去	1.03
12	係船柱取付	1.05	29	灯浮標設置・撤去	1.04
13	防舷材取付	1.05	30	汚濁防止膜保守管理 （海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
14	車止・緑金物取付	1.05		汚濁防止膜保守管理 （海上目視点検作業船なし）	1.05
15	係船柱撤去	1.05	31	異形ブロック製作 型枠工	1.05
16	防舷材撤去	1.05		異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05
				異形ブロック製作 給熱養生	1.04

(4) その他

工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は、労務費補正の対象としない。

また、工場製作についても、労務費補正の対象としない。

なお、積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の共通仮設費・現場管理費率の補正は、適用した積算基準の間接費率による。

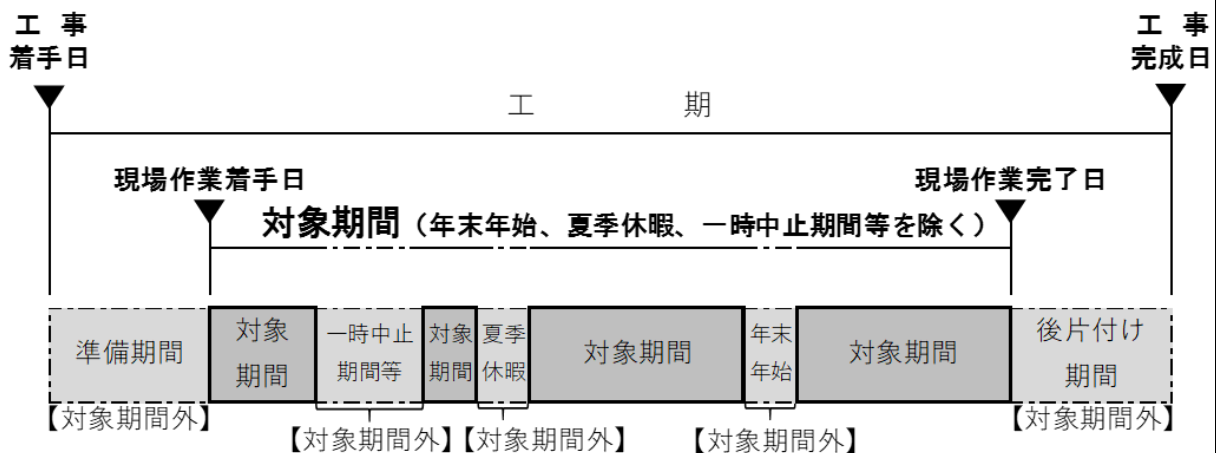
別表－ 1 対象期間の例（港湾工事）

単位期間

	土	日	月	火	水	木	金	
			現場作業着手日					対象期間外
1 週目	起算日							1 期間目
2 週目								
3 週目								
4 週目								
5 週目								2 期間目
6 週目								
7 週目								
8 週目								
（以降、4 週間毎に単位期間を設定）								
								対象期間
1 3 週目								4 期間目
1 4 週目								
1 5 週目								
1 6 週目								
1 7 週目								
1 8 週目								
1 9 週目								
2 0 週目								
2 1 週目								5 期間目
2 2 週目								
2 3 週目					確認期限			
2 4 週目								
2 5 週目					完成通知書提出日			
2 6 週目				工期末日				
								対象期間外

注：2 1 週目以降は、確認期限において4 週（2 8 日）が確保できないので対象外とする。
 →完成通知書提出日の2 週間前までの時点で4 週8 休を確認できる期間を対象とする。

【参考】対象期間（港湾工事 以外）



対象期間 2 8 0 日のうち現場閉所が行われた日数 8 0 日の場合、
 現場閉所率 $80 \text{ 日} / 280 \text{ 日} = 28.5\% \rightarrow 4 \text{ 週} 8 \text{ 休以上}$

別表－2 4週8休以上、達成・未達成の確認例（港湾工事）

単位期間

例1) 対象期間内に祝日がない場合

○ 4週8休以上、達成の例

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1 期間目
2週目								
3週目		休日作業		休日の振替				
4週目								
5週目								2 期間目
6週目								
7週目								
8週目								

1 期間目：日曜日に休日作業を行い、同じ単位期間内に休日の振替を取っているため、達成

○ 4週8休以上、未達成の例

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1 期間目
2週目								
3週目		休日作業						
4週目								
5週目				休日の振替				2 期間目
6週目								
7週目								
8週目								

1 期間目：日曜日に休日作業を行い振替を取っているが、同じ単位期間内でないため、未達成

例2) 対象期間内に祝日がある場合

○ 4週8休以上、達成の例

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1 期間目
2週目		祝日	振替休日					
3週目								
4週目								
5週目	祝日							2 期間目
6週目								
7週目								
8週目								

1 期間目：期間内に「祝日の振替休日」が1日あるため、9日以上現場閉所で達成
2 期間目：期間内の祝日が土曜日（週休日）であるため、8日以上現場閉所で達成

例3) 対象期間内に年末年始がある場合（R1.12～R2.1の例）

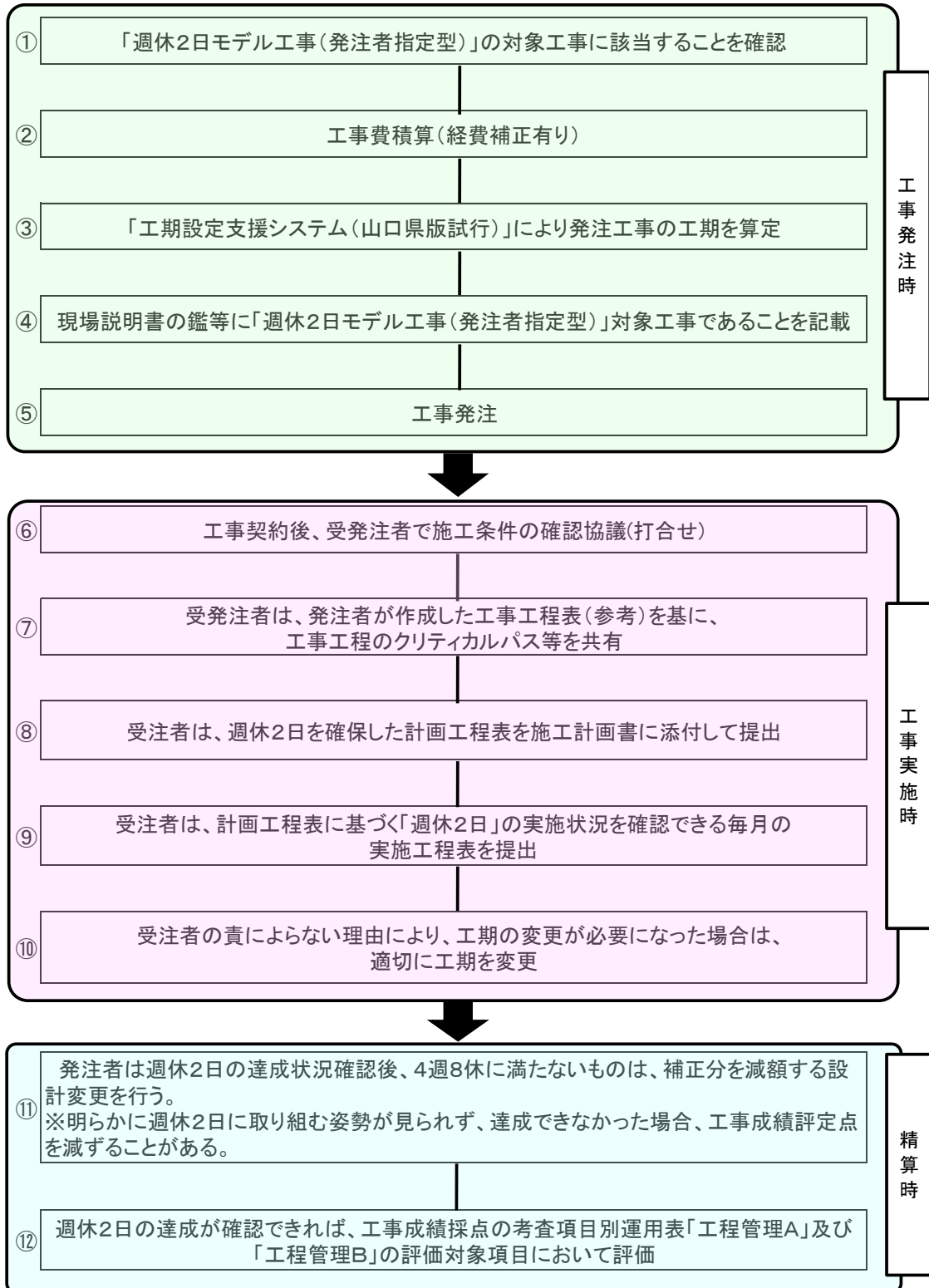
○ 4週8休以上、達成の例

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1 期間目
2週目								
3週目								
4週目								
5週目		12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	2 期間目
6週目								
7週目								
8週目								

2 期間目：期間内に年末年始（12/29～1/3）を含むため、13日以上現場閉所で達成

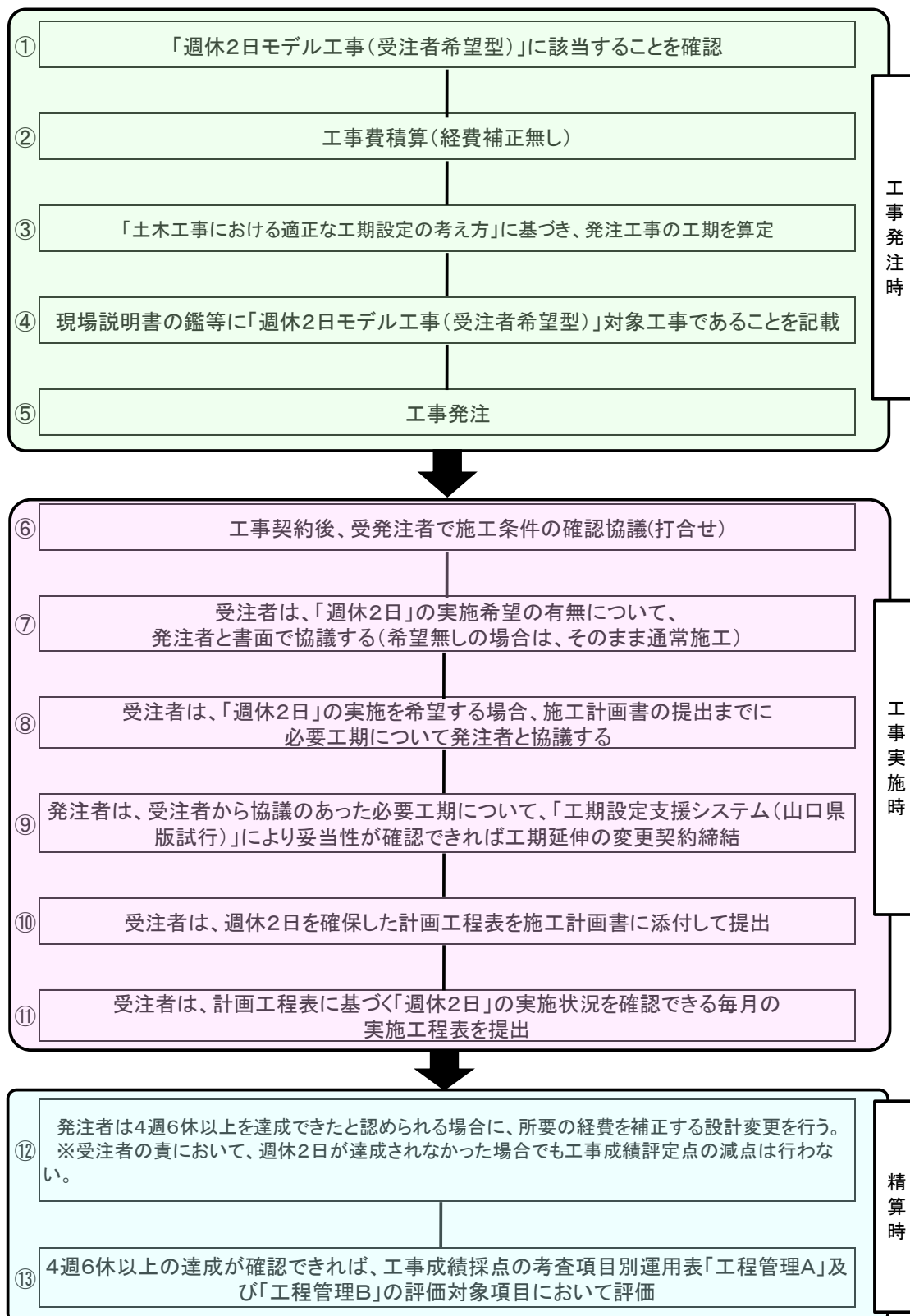
「週休2日モデル工事の試行対象工事」の発注から工事完成までの実施フロー 【別紙1】

【発注者指定型の場合】



「週休2日モデル工事の試行対象工事」の発注から工事完成までの実施フロー 【別紙1】

【受注者希望型の場合】



◆参考様式
【実施工程表】(記入例)

【別紙2】

凡 例	
○	休工日
●	振替休工日
作	作業日
振	振替作業日
x	振替休工日が取得できなかった作業日
止	工事一時中止期間、現場不稼働期間

工事名: ○○○○○○○○○○○工事 第○工区

作成日: R.O.O.O

令和2年7月	現場作業完了日	R2.9.30	対象期間A	92	現場閉所日数(累計)	9	現場閉所率(B/A×100)	9.7%
--------	---------	---------	-------	----	------------	---	----------------	------

令和2年7月	作業工程	現場作業完了日																														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
工程	準備工	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
	仮設工	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	土工	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
〇〇建設(株)	計画	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	
	実績	作	作	作	作	作	●	作	作	作	作	振	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	
受注者	当月現場閉所日数(実績)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	当月対象期間(実績)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
当月現場閉所率(実績)		31.0%																														